

日本米粉協会  
平成 29 年 12 月 20 日  
平成 30 年 4 月 1 日一部改正

## ノングルテン米粉製品認証ロゴマーク要領

### 1. 目的

本要領は、日本米粉協会（東京都千代田区神田錦町 1-21。以下「協会」といいます。）の「米粉製品のノングルテン(Non-Gluten)認証要領」（平成 29 年 12 月 20 日制定。以下「認証要領」といいます。）に基づくノングルテン(Non-Gluten)米粉として認証された製品に係る認証ロゴマーク（以下「認証ロゴマーク」といいます。）について定めるものです。

### 2. 認証ロゴマークの種類及び使用範囲等

ノングルテン(Non-Gluten)米粉認証ロゴマーク

ア 認証要領に基づくノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証機関（以下「認証機関」といいます。）の認証を受けた米粉（以下「ノングルテン米粉」といいます。）に関し使用することができます。

イ 使用に当たっては、「本表示は、日本産米粉製品の普及を目的とした製品サンプル検査結果に基づく表示なので、特に重度の小麦アレルギー患者は注意して利用してほしい」旨の注意喚起表示を義務とします。

ウ ロゴマークの下部に「認証機関名」を付記してください。

### 3. 認証ロゴマークの規格

認証ロゴマークのデザイン、ロゴ及び規格は、別添の「規格使用マニュアル」のとおりとします。

### 4. 認証ロゴマークの付与及び管理

(1) 認証機関は、ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証を行った場合には、被認証者に対して、認証ロゴマークの電子データ（イラストレータ形式（a i ファイル）及び画像データ（j p g : ジェイペグ））を送付することにより付与しますので、認証要領の「認証ロゴマークの使用」に基づき使用するとともに、その適切な管理に努めてください。

以上



認証機関名